藤沢市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業に要する費用の額の算定に 関する基準等を定める要綱を次のように定める。

平成28年7月28日

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

藤沢市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業に要する費用の額の 算定に関する基準等を定める要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45の3第2項及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)第140条の63の2第1項第1号イ及び第3号イの規定に基づき、この市が行う第1号訪問事業(法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業をいう。以下同じ。)及び第1号通所事業(法第115条の45第1項第1号口に規定する第1号通所事業をいう。以下同じ。)に要する費用の額の算定に関する基準等を定めるものとする。

(第1号事業支給費基準額)

- 第2条 この市が行う第1号訪問事業及び第1号通所事業に要する費用の額(以下「第1号事業支給費基準額」という。)は、次の各号に掲げるサービスの種類に 応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 介護予防訪問型サービス 厚生労働大臣が定める1単位の単価(平成27年厚生労働省告示第93号。以下「単価告示」という。)に規定する単価のうち藤沢市の地域区分に応じた「訪問介護」の単価を、別表第1号事業支給費単位数表(以下「別表」という。)に定める単位数に乗じて得た額
 - (2) 訪問型サービスA 単価10.84円を、別表に定める単位数に乗じて得た額
 - (3) 介護予防通所型サービス 単価告示に規定する単価のうち藤沢市の地域区

分に応じた「通所介護」の単価を、別表に定める単位数に乗じて得た額 (第1号事業支給費の算定方法)

- 第3条 第1号事業支給費の額は、前条の規定により算定した第1号事業支給費基 準額に、100分の90を乗じて得た額とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「政令」という。)第29条の2第1項により算定した所得の額が、同条第2項及び第3項で定める額以上である居宅要支援被保険者等に係る第1号事業支給費の額は、第1号事業支給費基準額に100分の80を乗じて得た額とする。この場合において、政令第29条の2中「予防給付に係るサービス」とあるのは「第1号事業に係るサービス」と、「予防給付対象サービス」とあるのは「第1号事業支給費対象サービス」と読み替えて適用するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、政令第29条の2第4項により算定した所得の額が、同条第5項及び第6項で定める額以上である居宅要支援被保険者等に係る第1号事業支給費の額は、第1号事業支給費基準額に100分の70を乗じて得た額とする。この場合において、政令第29条の2中「予防給付に係るサービス」とあるのは「第1号事業に係るサービス」と、「予防給付対象サービス」とあるのは「第1号事業支給費対象サービス」と読み替えて適用するものとする。

(端数処理)

第4条 前2条の規定により、第1号訪問事業支給費基準額及び第1号事業支給費 を算定する場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額 は、それぞれ切り捨てて計算するものとする。

(支給限度基準額)

- 第5条 第1号事業支給費の支給限度基準額は、1月当たり、次の各号に掲げる要 支援被保険者等の区分に応じ、当該各号に定める単位数により算定した額とする。
 - (1) 事業対象者(省令第140条の62の4第2号に規定する者をいう。以下同じ。) 5,032単位
 - (2) 要支援1 5,032単位
 - (3) 要支援2 10,531単位
- 2 同じ月に第1号事業及び介護予防サービスの提供を受けた場合における前項の 規定の適用は、介護予防サービスに係る単位数と第1号事業に係る単位数を合計 したものについて行うものとする。

- 3 前2項の規定により算定される支給限度基準額のうち、訪問型サービスAに係る第1号事業支給費の支給限度基準額は、1月当たり、次の各号に掲げる要支援 被保険者等の区分に応じ、当該各号に定める単位数により算定した額とする。
- (1) 事業対象者 1,280単位
- (2) 要支援1 1,280単位
- (3) 要支援2 2,560単位

附則

この告示は、平成28年10月1日から施行する。

附 則 (藤沢市告示第373号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (藤沢市告示第412号)

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第3号の規定にかかわらず、平成30年3月提供分までの介護 予防通所型サービスに係る第1号事業支給費の額については、なお従前の例によ る。

附 則 (藤沢市告示第39号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (藤沢市告示第158号)

この告示は、平成30年8月1日から施行する。

附 則 (藤沢市告示第219号)

この告示は、平成30年10月1日から施行する。

附 則 (藤沢市告示第151号)

- 1 この告示は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条及び別表の規定にかかわらず、令和元年9月提供分までの介護 訪問型サービス, 訪問型サービスA及び介護予防通所型サービスに係る第1号事 業支給費の額については、なお従前の例による。

附 則 (藤沢市告示213号)

- 1 この告示は、公表の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 2 改正後の別表の規定にかかわらず、令和3年3月提供分までの介護予防訪問型 サービス、訪問型サービスA及び介護予防通所型サービスに係る第1号事業支給

費の額については、なお従前の例による。

3 令和3年9月30日までの間は、別表中1介護予防訪問型サービス事業費Ⅰの
(1)から(3)まで、2介護予防訪問型サービス事業費Ⅱの(1)から(3)まで及び4介護予防通所型サービス事業費の(1)及び(2)について、それぞれの所定単位数の100分の1001に相当する単位数を算定する。

附 則 (藤沢市告示第192号)

- 1 この告示は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定にかかわらず、令和4年9月提供分までの介護予防訪問型 サービス及び介護予防通所型サービスに係る第1号事業支給費の額については、 なお従前の例による。

附 則 (藤沢市告示第109号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (藤沢市告示第356号(抄))

(施行期日等)

- 1 この告示は、公表の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。 (適用区分)
- 2 この告示による改正後の藤沢市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準等を定める要綱(次項において「改正後要綱」という。)別表の規定にかかわらず、令和6年3月提供分までの介護予防訪問型サービス、訪問型サービスA及び介護予防通所型サービスに係る第1号事業支給費の額については、なお従前の例による。
- 3 令和6年4月提供分又は5月提供分の介護予防訪問型サービス及び介護予防通 所型サービスに係る第1号事業支給費の額の算定において改正後要綱別表を適用 する場合には、次の表の左欄に掲げる項等の規定は、同表の右欄に掲げるとおり 読み替えるものとする。(表省略)

別表

第1号事業支給費単位数表

- 1 介護予防訪問型サービス事業費 I (1月につき)
 - (1) 介護予防訪問型サービス事業費 I-1 1,176単位
 - ② 介護予防訪問型サービス事業費 I-2 2,349単位

- (3) 介護予防訪問型サービス事業費 I-3 3,727単位
 - 注1 利用者に対して、介護予防訪問型サービス事業所(藤沢市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業の人員等に関する基準を定める要綱(以下「第1号事業人員等基準」という。)第4条第1項に規定する介護予防訪問型サービス事業所をいう。以下同じ。)の訪問介護員等(同項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。)が、介護予防訪問型サービス(第1号事業人員等基準第2条第1号に規定する介護予防訪問型サービスをいう。以下同じ。)を行った場合(1月を通して生活援助のみのサービス提供を行った場合を除く。)に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。
 - ア 介護予防訪問型サービス事業費 I 1 介護予防サービス計画等(介護予防サービス計画(法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。)又は介護予防ケアプラン(第1号事業人員等基準第14条に規定する介護予防ケアプランをいう。)をいう。以下同じ。)において、1週に1回程度の介護予防訪問型サービスが必要とされた者
 - イ 介護予防訪問型サービス事業費 I-2 介護予防サービス計画等において、1 週に2回程度の介護予防訪問型サービスが必要とされた者
 - ウ 介護予防訪問型サービス事業費 I 3 介護予防サービス計画等において、イに掲げる回数の程度を越える介護予防訪問型サービスが必要とされた者(その者が要支援被保険者であり、かつ、要支援状態区分が要支援2である者に限る。)
- 注2 介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する生活援助従事者研修の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において(1)から(7)を算定しない。
- 注3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 注4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策 定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数か ら減算する。
- 注5 介護予防訪問型サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは 隣接する敷地内の建物若しくは介護予防訪問型サービス事業所と同一の建物

(以下この注において「同一敷地内建物等」という。)に居住する利用者 (介護予防訪問型サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内 建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)又は介護予防 訪問型サービス事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以 上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)に居住する利用者に対して、 介護予防訪問型サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相 当する単位数を算定し、介護予防訪問型サービス事業所における1月当たり の利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に 対して、介護予防訪問型サービスを行った場合は、1回につき所定単位数の 100分の85に相当する単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が 定める基準に該当する介護予防訪問型サービス事業所における1月当たりの利 用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除 く。)に対して、介護予防訪問型サービス事業所における1月当たりの利 用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除 く。)に対して、介護予防訪問型サービスを行った場合は、1回につき所定 単位数の100分の88に相当する単位数を算定する。

- 注6 厚生労働大臣が定める地域(平成24年厚生労働省告示第120号。以下「大臣地域告示」という。)で定める地域に所在する介護予防訪問型サービス事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が介護予防訪問型サービスを行った場合は、特別地域加算として、1月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 注7 大臣地域告示で定める地域に所在し、かつ、1月当たり実利用者数が5 人以下である介護予防訪問型サービス事業所(その一部として使用される事 務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部と して使用される事務所の訪問介護員等が介護予防訪問型サービスを行った場 合は、1月につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位 数に加算する。
- 注8 介護予防訪問型サービス事業所の訪問介護員等が、大臣地域告示で定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域(第1号事業人員等基準第26条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。)を越

えて、介護予防訪問型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の1 00分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

- 注9 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型 居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介 護予防訪問型サービス事業費 I は、算定しない。
- 注10 利用者が一の介護予防訪問型サービス事業所において介護予防訪問型サービスを受けている間は、当該介護予防訪問型サービス事業所以外の介護予防訪問型サービス事業所が介護予防訪問型サービス事業所が介護予防訪問型サービス事業費 I は、算定しない。
- 注11 注6に規定する特別地域加算、注7に規定する中山間地域等における 小規模事業所加算、注8に規定する中山間地域等に居住する者へのサービス 提供加算、(7)に規定する介護職員等処遇改善加算については、支給限度基 準額の対象としない。

(4) 初回加算 200単位

注 介護予防訪問型サービス事業所において、新規に介護予防訪問型サービス 計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の 介護予防訪問型サービスを行った日の属する月に介護予防訪問型サービスを 行った場合又は当該介護予防訪問型サービス事業所のその他の訪問介護員等 が初回若しくは初回の介護予防訪問型サービスを行った日の属する月に介護 予防訪問型サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1 月につき所定単位数を加算する。

(5) 生活機能向上連携加算

ア 生活機能向上連携加算(I)

100単位

イ 生活機能向上連携加算(Ⅱ)

200単位

注1 アについて、サービス提供責任者が、指定(介護予防)訪問リハビリテーション事業所、指定(介護予防)通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下「指定(介護予防)訪問リハビリテーション事業所等」という。)の医師、理学療法士、作業療法士又

は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした介護予防訪問型サービス計画を作成し、当該介護予防訪問型サービス計画に基づく介護予防訪問型サービスを行ったときは、初回の当該介護予防訪問型サービスが行われた日の属する月に所定単位数を加算する。

注2 イについて、利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所等の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定(介護予防)訪問リハビリテーション、指定(介護予防)通所リハビリテーション等(以下「指定(介護予防)訪問リハビリテーション等」という。)の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした介護予防訪問型サービス計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該介護予防訪問型サービス計画に基づく介護予防訪問型サービスが行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、アを算定している場合は、算定しない。

(6) 口腔連携強化加算

5 0 単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号。以下「大臣基準告示」という。)第129号の9に適合しているものとして、市長に届け出た介護予防訪問型サービス事業所が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び担当職員(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)第2条第1項に規定する担当職員をいう。)、介護支援専門員(同条第2項に規定する介護支援専門員をいう。)又は第1号介護予防支援事業(法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業をいう。)に従事する者に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り所定単位数を加算する。

(7) 介護職員等処遇改善加算

注1 大臣基準告示第130号に適合している介護職員等の賃金の改善等を 実施しているものとして市長に届け出た介護予防訪問型サービス事業所が、 利用者に対し、介護予防訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げ る区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- ア 介護職員等処遇改善加算(I) (1)から(6)までにより算定した単位数 の1000分の245に相当する単位数
- イ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1)から(6)までにより算定した単位数 の1000分の224に相当する単位数
- ウ 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1)から(6)までにより算定した単位数 の100分の182に相当する単位数
- エ 介護職員等処遇改善加算(IV) (1)から(6)までにより算定した単位数 の1000分の145に相当する単位数
- 注2 令和7年3月31日までの間、大臣基準告示第130号に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た介護予防訪問型サービス事業所が、利用者に対し、介護予防訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
 - ア 介護職員等処遇改善加算(V)(1) (1)から(6)までにより算定した 単位数の1000分の221に相当する単位数
 - イ 介護職員等処遇改善加算(V)(2) (1)から(6)までにより算定した 単位数の1000分の208に相当する単位数
 - ウ 介護職員等処遇改善加算(V)(3) (1)から(6)までにより算定した 単位数の1000分の200に相当する単位数
 - エ 介護職員等処遇改善加算(V)(4) (1)から(6)までにより算定した 単位数の1000分の187に相当する単位数
 - オ 介護職員等処遇改善加算(V)(5) (1)から(6)までにより算定した 単位数の1000分の184に相当する単位数
 - カ 介護職員等処遇改善加算(V)(6) (1)から(6)までにより算定した 単位数の1000分の163に相当する単位数
 - キ 介護職員等処遇改善加算(V)(7) (1)から(6)までにより算定した 単位数の1000分の163に相当する単位数

- ク 介護職員等処遇改善加算(V)(8)(1)から(6)までにより算定した 単位数の1000分の158に相当する単位数
- ケ 介護職員等処遇改善加算(V)(9) (1)から(6)までにより算定した 単位数の1000分の142に相当する単位数
- コ 介護職員等処遇改善加算(V)(10)(1)から(6)までにより算定した 単位数の1000分の139に相当する単位数
- サ 介護職員等処遇改善加算(V)(11)(1)0のでは、10のでは、10のでは、10のでは、11の 単位数の1000分の121に相当する単位数
- シ 介護職員等処遇改善加算(V)(12) (1)から(6)までにより算定した 単位数の1000分の118に相当する単位数
- ス 介護職員等処遇改善加算(V)(13) (1)から(6)までにより算定した 単位数の1000分の100に相当する単位数
- セ 介護職員等処遇改善加算(V)(14) (1)から(6)までにより算定した 単位数の1000分の76に相当する単位数
- 2 介護予防訪問型サービス事業費Ⅱ(1月につき)
 - (1) 介護予防訪問型サービス事業費Ⅱ-1 1,040単位
 - (2) 介護予防訪問型サービス事業費Ⅱ-2 2, 079単位
 - (3) 介護予防訪問型サービス事業費Ⅱ-3 3,297単位
 - 注1 利用者に対して、介護予防訪問型サービス事業所の訪問介護員等が、介 護予防訪問型サービスを行った場合(1月を通して生活援助のみのサービス 提供を行った場合に限る。)に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位 数を算定する。
 - ア 介護予防訪問型サービス事業費Ⅱ-1 介護予防サービス計画等において、 1週に1回程度の介護予防訪問型サービス(生活援助に限る。以下この項に おいて同じ。)が必要とされた者
 - イ 介護予防訪問型サービス事業費 II 2 介護予防サービス計画等において、 1週に2回程度の介護予防訪問型サービスが必要とされた者
 - ウ 介護予防訪問型サービス事業費II 3 介護予防サービス計画等において、 イに掲げる回数の程度を越える介護予防訪問型サービスが必要とされた者 (その者が要支援被保険者であり、かつ、要支援状態区分が要支援2である

者に限る。)

- 注2 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 注3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策 定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数か ら減算する。
- 注4 介護予防訪問型サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは 隣接する敷地内の建物若しくは介護予防訪問型サービス事業所と同一の建物 (以下この注において「同一敷地内建物等」という。) に居住する利用者 (介護予防訪問型サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内 建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)又は介護予防 訪問型サービス事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以 上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)に居住する利用者に対して、 介護予防訪問型サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相 当する単位数を算定し、介護予防訪問型サービス事業所における1月当たり の利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に 対して、介護予防訪問型サービスを行った場合は、1回につき所定単位数の 100分の85に相当する単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が 定める基準に該当する介護予防訪問型サービス事業所が、同一敷地内建物等 に居住する利用者(介護予防訪問型サービス事業所における1月当たりの利 用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除 く。)に対して、介護予防訪問型サービスを行った場合は、1回につき所定 単位数の100分の88に相当する単位数を算定する。
- 注5 大臣地域告示で定める地域に所在する介護予防訪問型サービス事業所 (その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事 務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が介護 予防訪問型サービスを行った場合は、特別地域加算として、1月につき所定 単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 注6 大臣地域告示で定める地域に所在し、かつ、1月当たり実利用者数が5 人以下である介護予防訪問型サービス事業所(その一部として使用される事

務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が介護予防訪問型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

- 注7 介護予防訪問型サービス事業所の訪問介護員等が、別に厚生労働大臣が 定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、 介護予防訪問型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分 の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 注8 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型 居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介 護予防訪問型サービス事業費Ⅱは、算定しない。
- 注9 利用者が一の介護予防訪問型サービス事業所において介護予防訪問型サービスを受けている間は、当該介護予防訪問型サービス事業所以外の介護予防訪問型サービス事業所が介護予防訪問型サービスを行った場合に、介護予防訪問型サービス事業費Ⅱは、算定しない。
- 注10 注5に規定する特別地域加算、注6に規定する中山間地域等における 小規模事業所加算、注7に規定する中山間地域等に居住する者へのサービス 提供加算、(7)に規定する介護職員等処遇改善加算については、支給限度基 準額の対象としない。

(4) 初回加算 200単位

注 介護予防訪問型サービス事業所において、新規に介護予防訪問型サービス 計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の 介護予防訪問型サービスを行った日の属する月に介護予防訪問型サービスを 行った場合又は当該介護予防訪問型サービス事業所のその他の訪問介護員等 が初回若しくは初回の介護予防訪問型サービスを行った日の属する月に介護 予防訪問型サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1 月につき所定単位数を加算する。

(5) 生活機能向上連携加算

ア 生活機能向上連携加算(I)

100単位

イ 生活機能向上連携加算(Ⅱ)

200単位

注1 アについて、サービス提供責任者が、指定(介護予防)訪問リハビリテ

ーション事業所等の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に 基づき、生活機能の向上を目的とした介護予防訪問型サービス計画を作成し、 当該介護予防訪問型サービス計画に基づく介護予防訪問型サービスを行った ときは、初回の当該介護予防訪問型サービスが行われた日の属する月に所定 単位数を加算する。

注2 イについて、利用者に対して、指定(介護予防)訪問リハビリテーション事業所等の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした介護予防訪問型サービス計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該介護予防訪問型サービス計画に基づく介護予防訪問型サービスが行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、アを算定している場合は、算定しない。

(6) 口腔連携強化加算

50単位

注 大臣基準告示第129号の9に適合しているものとして、市長に届け出た介護予防訪問型サービス事業所が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び担当職員(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)第2条第1項に規定する担当職員をいう。)、介護支援専門員(同条第2項に規定する介護支援専門員をいう。)又は第1号介護予防支援事業(法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業をいう。)に従事する者に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り所定単位数を加算する。

(7) 介護職員等処遇改善加算

注1 大臣基準告示第130号に適合している介護職員等の賃金の改善等を 実施しているものとして市長に届け出た介護予防訪問型サービス事業所が、 利用者に対し、介護予防訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げ る区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に

- 掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他 の加算は算定しない。
- ア 介護職員等処遇改善加算(I) (1)から(6)までにより算定した単位数 の1000分の245に相当する単位数
- イ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) (1)から(6)までにより算定した単位数 の1000分の224に相当する単位数
- ウ 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1)から(6)までにより算定した単位数 の1000分の182に相当する単位数
- エ 介護職員等処遇改善加算 (IV) (1) から(6) までにより算定した単位数 01000 分の 145 に相当する単位数
- 注2 令和7年3月31日までの間、大臣基準告示第130号に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た介護予防訪問型サービス事業所が、利用者に対し、介護予防訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
 - ア 介護職員等処遇改善加算(V)(1) (1)から(6)までにより算定した 単位数の1000分の221に相当する単位数
 - イ 介護職員等処遇改善加算(V)(2) (1)から(6)までにより算定した 単位数の1000分の208に相当する単位数
 - ウ 介護職員等処遇改善加算(V)(3) (1)から(6)までにより算定した 単位数の1000分の200に相当する単位数
 - エ 介護職員等処遇改善加算(V)(4) (1)から(6)までにより算定した 単位数の1000分の187に相当する単位数
 - オ 介護職員等処遇改善加算(V)(5) (1)から(6)までにより算定した 単位数の1000分の184に相当する単位数
 - カ 介護職員等処遇改善加算(V)(6) (1)から(6)までにより算定した 単位数の1000分の163に相当する単位数
 - キ 介護職員等処遇改善加算(V)(7) (1)から(6)までにより算定した 単位数の1000分の163に相当する単位数
 - ク 介護職員等処遇改善加算(V) (8) (1)から(6)までにより算定した

単位数の1000分の158に相当する単位数

- ケ 介護職員等処遇改善加算(V)(9) (1)から(6)までにより算定した 単位数の1000分の142に相当する単位数
- コ 介護職員等処遇改善加算(V)(10) (1)から(6)までにより算定した 単位数の1000分の139に相当する単位数
- サ 介護職員等処遇改善加算(V)(11) (1)から(6)までにより算定した 単位数の1000分の121に相当する単位数
- シ 介護職員等処遇改善加算(V)(12) (1)から(6)までにより算定した 単位数の1000分の118に相当する単位数
- ス 介護職員等処遇改善加算(V)(13) (1)から(6)までにより算定した 単位数の1000分の100に相当する単位数
- セ 介護職員等処遇改善加算(V)(14) (1)から(6)までにより算定した 単位数の1000分の76に相当する単位数
- 3 訪問型サービスA事業費(1回につき)
 - (1) 20分以上45分未満

208単位

(2) 45分以上

256単位

注 利用者に対して、訪問型サービスA事業所(第1号事業人員等基準第41 条第1項に規定する訪問型サービスA事業所をいう。以下同じ。)の従事者 (同項に規定する従事者をいう。以下同じ。)が、訪問型サービスA(第1 号事業人員等基準第2条第2号に規定する訪問型サービスAをいう。以下同 じ。)を行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問型サービスA計画 (第1号事業人員等基準第74条第2号に規定する訪問型サービスA計画を いう。以下同じ。)に位置付けられた内容の訪問型サービスAを行うのに要 する標準的な時間で所定単位数を算定する。

(3) 初回加算

200単位

注1 訪問型サービスA事業所において、新規に訪問型サービスA計画を作成 した利用者に対して、サービスA責任者(第1号事業人員等基準第41条第 2項のサービスA責任者をいう。)が初回若しくは初回の訪問型サービスA を行った日の属する月に訪問型サービスAを行った場合又は当該訪問型サー ビスA事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の訪問型サービス Aを行った日の属する月に訪問型サービスAを行った際にサービスA責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

- 注2 当該加算は、支給限度基準額の対象としない。
- 4 介護予防通所型サービス事業費(1月につき)
 - (1) 介護予防通所型サービス事業費1 (事業対象者又は要支援1) 1,798単位
 - ② 介護予防通所型サービス事業費2(要支援2) 3,621単位
 - 注1 介護予防通所型サービス事業所(第1号事業人員等基準第77条第1項に規定する介護予防通所型サービス事業所をいう。以下同じ。)において、介護予防通所型サービス(第1号事業人員等基準第2条第3号に規定する介護予防通所型サービスをいう。以下同じ。)を行った場合に、要支援被保険者等の区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が、厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成12年厚生省告示第27号)第23項に定める基準に該当する場合は、同項に定める方法により算定する。
 - 注2 介護予防サービス計画における標準的なサービス利用回数は、利用者が 事業対象者(介護保険法施行規則第140条の62の4第2号に定める者を いう。以下同じ。)又は要支援1である場合は、1週に1回程度とし、要支 援2である場合は、1週に2回程度又は2回を超える程度とする。
 - 注3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
 - 注4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策 定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数か ら減算する。
 - 注5 介護予防通所型サービス従業者(第1号事業人員等基準第78条第1項 に規定する介護予防通所型サービス従業者をいう。以下同じ。)が、大臣地 域告示で定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域 (第1号事業人員等基準第83条第6号に規定する通常の事業の実施地域を

- いう。)を越えて、介護予防通所型サービスを行った場合は、1月につき所 定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 注6 利用者が、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若し くは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護 若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防通 所型サービス事業費は算定しない。
- 注7 利用者が一の介護予防通所型サービス事業所において介護予防通所型サービスを受けている間は、当該介護予防通所型サービス事業所以外の介護予防通所型サービス事業所が介護予防通所型サービスを行った場合に、介護予防通所型サービス費は算定しない。
- 注8 介護予防通所型サービス事業所と同一建物に居住する者又は介護予防通 所型サービス事業所と同一建物から当該介護予防通所型サービス事業所に通 う者に対し、介護予防通所型サービスを行った場合は、1月につき次の単位 を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要である と認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認め られる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

ア 事業対象者又は要支援1

3 7 6 単位

イ 要支援2

752単位

- 注9 利用者に対して、その居宅と指定相当通所型サービス事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位(介護予防通所型サービス事業費1を算定している場合は1月につき376単位を、介護予防通所型サービス事業費2を算定している場合は1月につき752単位を限度とする。)を所定単位数から減算する。ただし、注8を算定している場合は、この限りでない。
- 注10 注2に規定する中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、注 5に規定する事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者 へのサービスを行う場合の同一建物減算、(9)に規定するサービス提供体制 強化加算、(13)に規定する介護職員等処遇改善加算は、支給限度基準額の対 象としない。
- ③ 生活機能向上グループ活動加算

100単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、利

用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動(以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は一体的サービス提供加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

- ア 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。(4)注アにおいて同じ。)をいう。)その他介護予防通所型サービス事業所の介護予防通所型サービス従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した介護予防通所型サービス計画(第1号事業人員等基準第90条第2号に規定する介護予防通所型サービス計画をいう。以下同じ。)を作成していること。
- イ 介護予防通所型サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の 向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を 準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう 利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サ ービスが適切に提供されていること。
- ウ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上 行っていること。

4) 若年性認知症利用者受入加算

2 4 0 単位

注 大臣基準告示第18号に相当するものとして市長に届け出た介護予防通所型サービス事業所において、若年性認知症利用者(政令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者となった者をいう。以下同じ。)に対して介護予防通所型サービスを行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として1月につき所定単位数を加算する。

(5) 栄養アセスメント加算

5 0 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た介護

予防通所型サービス事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント(利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は一体的サービス提供加算の算定に係る栄養改善サービスを受ける間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

- ア 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以 上配置していること。
- イ 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者((7)において「管理栄養士等」という。)が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。
- ウ 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施 に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要 な情報を活用していること。
- エ 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が 定める基準のいずれにも該当しない介護予防通所型サービス事業所である こと。

(6) 栄養改善加算

200単位

- 注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低 栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の 低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄 養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められる もの(以下この注及び(9)において「栄養改善サービス」という。)を行っ た場合は、1月につき所定単位数を加算する。
 - ア 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
 - イ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。
 - ウ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪

問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の 栄養状態を定期的に記録していること。

- エ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。
- オ 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が 定める基準のいずれにも該当しない介護予防通所型サービス事業所である こと。

(7) 口腔機能向上加算

注 厚生労働大臣が定める大臣基準告示第132号に適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下この注及び(8)注において「口腔機能向上サービス」という。)を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次のア又はイに掲げる加算のいずれかを算定している場合においては、当該ア又はイに定める単位数は加算しない。

ア 口腔機能向上加算(I)

150単位

イ 口腔機能向上加算(Ⅱ)

160単位。

(8) 一体的サービス提供加算

480単位

- 注 大臣基準告示第133号に適合しているものとして市長に届け出た介護予防通所型サービス事業所が、利用者に対し、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合に、所定単位数に加算する。ただし、 栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、算定しない。
- (9) サービス提供体制強化加算
- 注 大臣基準告示第135号に該当しているものとして市長に届け出た介護予防通所型サービス事業所が、利用者に対し介護予防通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の区分に応じて1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア サービス提供体制強化加算(I)

⑦ 事業対象者又は要支援1

88単位

(イ) 要支援2

176単位

イ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

⑦ 事業対象者又は要支援1

7 2 単位

(イ) 要支援 2

1 4 4 単位

ウ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)

⑦ 事業対象者又は要支援1

2 4 単位

(f) 要支援 2

48単位

(10) 生活機能向上連携加算

注 大臣基準告示第15号の2に相当するものとして市長に届け出た介護予防 通所型サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状況 等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に 掲げる区分に従い、アについては、利用者の急性憎悪等により当該個別機能 訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、イに ついては1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

ア 生活機能向上連携加算(I)

100単位

イ 生活機能向上連携加算(Ⅱ)

200単位

(11) 口腔・栄養スクリーニング加算

注 大臣基準告示第107号の2に相当する介護予防通所型サービス事業所 の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態の スクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者については、当該事業所以外で 既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。

ア 口腔・栄養スクリーニング加算 (I)

2 0 単位

イ 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)

5 単位

(12) 科学的介護推進体制加算

4 0 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た介護 予防通所型サービス事業所が、利用者に対し介護予防通所型サービスを行っ た場合は、1月につき所定単位数を加算する。

- ア 利用者ごとのADL値(ADLの評価に基づき測定した値をいう。)、 栄養状態、口腔機能、認知症(法第5条の2第1項に規定する認知症をい う。)の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労 働省に提出していること。
- イ 必要に応じて介護予防通所型サービス計画を見直すなど、介護予防通所型サービスの提供に当たって、アに規定する情報その他介護予防通所型サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。
- (13) 介護職員等処遇改善加算
 - 注1 大臣基準告示第136号に適合している介護職員等の賃金の改善等を 実施しているものとして市長に届け出た介護予防通所型サービス事業所が、 利用者に対し、介護予防通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げ る区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に 掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他 の加算は算定しない。
 - ア 介護職員等処遇改善加算(I) (1)から(12)までにより算定した単位数 の1000分の92に相当する単位数
 - イ 介護職員等処遇改善加算(II) (1)から(12)までにより算定した単位数 の 1 0 0 0 分の 9 0 に相当する単位数
 - ウ 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1)から(12)までにより算定した単位数 の1000分の80に相当する単位数
 - エ 介護職員等処遇改善加算(IV) (1)から(12)までにより算定した単位数 の1000分の64に相当する単位数
- 注2 令和7年3月31日までの間、大臣基準告示第136号に適合している 介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た介護予防 通所型サービス事業所が、利用者に対し、介護予防通所型サービスを行った 場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加 算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、 次に掲げるその他の加算は算定しない。
- ア 介護職員等処遇改善加算(V)(1) (1)から(12)までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数

- イ 介護職員等処遇改善加算(V)(2) (1)から(12)までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数
- ウ 介護職員等処遇改善加算(V)(3) (1)から(12)までにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数
- エ 介護職員等処遇改善加算(V)(4) (1)から(12)までにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数
- オ 介護職員等処遇改善加算(V)(5) (1)から(12)までにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数
- カ 介護職員等処遇改善加算(V)(6) (1)から(12)までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- キ 介護職員等処遇改善加算(V)(7) (1)から(12)までにより算定した単位数の1000分の56に相当する単位数
- ク 介護職員等処遇改善加算(V)(8) (1)から(12)までにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数
- ケ 介護職員等処遇改善加算(V)(9) (1)から(12)までにより算定した単位数の1000分の54に相当する単位数
- コ 介護職員等処遇改善加算(V)(10) (1)から(12)までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数
- サ 介護職員等処遇改善加算(V)(11) (1)から(12)までにより算定した単位数の1000分の53に相当する単位数
- シ 介護職員等処遇改善加算(V)(12) (1)から(12)までにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数
- ス 介護職員等処遇改善加算(V)(13) (1)から(12)までにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数
- セ 介護職員等処遇改善加算(V)(14) (1)から(12)までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位